

高齢者支援係のしおり



長 和 町

保健福祉課 介護高齢者支援係

令和 7 年（2025 年）4 月 1 現在

◎本しおりでは「障害」の表記を「障がい」と表記させていただいています。

ただし、法律、行政作成資料、他の機関の資料等からの引用の場合や団体・機関等の固有名詞を引用する場合において「障害」と表記されている場合は原文のまま表記してあります。

高齢者の相談窓口

○高齢者支援に関する総合相談窓口

高齢者とその家族等に対する総合相談窓口として、介護保険の指定居宅介護予防支援事業所も兼ね、高齢者の在宅生活を支え、地域生活に安心を提供するための窓口として相談業務等を実施しています。専門スタッフが訪問・電話等で随時相談ができます。

(総合相談窓口)

長和町役場 保健福祉課 介護高齢者支援係 (地域包括支援センター)

長和町古町 4247 番地 1

電話 68-3111 (代) 75-2079 (課直通)

○高齢者虐待相談窓口

高齢者虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための、平成 18 年 4 月 1 日施行の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者支援係 (地域包括支援センター) を中心に、「長和町高齢者虐待マニュアル」により高齢者虐待に対応しています。

(相談窓口)

長和町保健福祉課 介護高齢者支援係 (地域包括支援センター) 電話 75-2046 (課直通)

長野県健康福祉部 介護支援課 電話 026-235-7111 (直通)

○成年後見制度に関する相談窓口

認知症などにより判断能力の低下した方が、安心して地域で生活できるように成年後見制度の利用等の相談を行います。

※成年後見制度とは、判断能力が低下した方々の不動産や預貯金等の財産管理や、福祉サービス・施設入所に関する契約等を、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人の利益を考えながら財産管理や契約等を行うことができる制度です。

(相談窓口)

長和町役場 保健福祉課 介護高齢者支援係 電話 75-2079 (課直通)

上小圏域成年後見支援センター 電話 27-2091

上田市中心三丁目 5 番 1 号 (上田市ふれあい福祉センター内)

※長和町が相談業務を委託しています。

専門スタッフが訪問・電話等で相談に応じます。

相談日：月～金 8:30～17:15

○在宅医療・介護連携相談窓口

高齢者が医療や介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう在宅医療や介護の相談を行います。

(相談窓口)

長和町保健福祉課 介護高齢者支援係 (地域包括支援センター) 電話 75-2079 (課直通)

○認知症に関する相談窓口(認知症初期集中支援チーム)

認知症高齢者の方やその家族の方からの相談に応じ、認知症に関する専門職 (認知症サポート医、認知症看護認定看護師、保健師、社会福祉士) で構成する「認知症初期集中支援チーム」が家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行います。

(相談窓口)

長和町認知症初期集中支援チーム 電話 75-2079 (課直通)

※長和町役場保健福祉課 介護高齢者支援係に設置

介護保険制度関係

○介護保険制度について

介護保険制度は市町村（長和町）が保険者となって運営をする制度です。

40 歳以上の人が被保険者（加入者）として保険料を負担し、介護が必要と認定されたときは、費用の一部を支払いサービスを利用することができます。

加入者：介護保険に加入するのは 40 歳になったとき。

第 1 号被保険者（65 歳以上）

第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満）

介護（介護予防）サービスを利用する方法

①要介護認定の申請・・・申請先：町民福祉課 保険係

②認定調査・・・上田地域広域連合等の職員により介護が必要な状態か調査します。

③審査・判定・・・②で実施した調査内容（コンピュータ判定）と特記事項、主治医意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定されます。

④認定・通知・・・審査結果にもとづいて、要介護状態区分が認定、通知されます。

⑤ケアプラン作成・・・要支援 1.2、非該当と認定⇒介護予防ケアプラン作成
要介護 1～5 と認定⇒ケアプラン作成

※介護予防ケアプラン、ケアプラン作成は、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに依頼し、心身の状況に応じて利用するサービス内容を具体的に盛り込んだケアプランを作成します。

⑥サービス利用・・・ケアプランによりサービス利用を開始します。

介護予防・日常生活支援総合事業

年齢を重ねても介護を必要とせず自立した生活をするためには、早いうちから介護予防に取り組むことが大切です。65 歳以上の方を対象とした介護予防事業です。

○介護予防・生活支援サービス事業

対象者

- ・ 要支援 1.2 の方
- ・ 介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストを実施し、生活機能等に低下がみられた方）

①訪問型サービス

● 訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーによる身体介護や生活援助の訪問支援が受けられます。

②通所型サービス

● 通所介護（デイサービス）

通所介護施設で食事や入浴などの生活行為向上のための支援が受けられます。

● おたっしや倶楽部

介護予防のための運動や脳トレなどを中心に行う半日のミニデイサービスです。

● 短期集中リハビリプログラム

通所リハビリ施設で、4 ヶ月間毎週 1 回、集中的に介護予防プログラムに取り組み、「少し前の自分に戻る」を目指します。

○一般介護予防事業

対象者

- ・ 65 歳以上の町民どなたでも利用できます。

① 介護予防把握事業

高齢者への訪問や関係機関等から情報を収集し、閉じこもりなど何らかの支援を必要とする高齢者を把握し、介護予防活動につなげます。

② 元気アップ教室

理学療法士による転倒予防のための体操と、歯科医師や歯科衛生士による口腔機能向上のプログラムをセットにした介護予防教室です。

町内 4 地区で年 11 回ずつ実施しています。

③ はつらつ運動教室（社会福祉協議会委託）

40 歳以上を対象にした体操教室です。

健康運動指導士による、ストレッチとステップマット運動を中心に行う教室です。

毎月 2 回実施しています。

④ 介護予防ボランティア養成（社会福祉協議会委託）

介護予防ボランティア「ながわおたっしやサポーター」養成研修を実施しています。

サポーター等による介護予防の活動（通いの場など）を支援します。

⑤ 地域通いの場

住民主体で実施する地区の交流の場です。集って楽しくおしゃべりや体操などを行い、介護予防や地域のつながりづくりを進めます。

※通いの場立ち上げや活動継続を支援しています。

⑥ リハビリ専門職派遣事業

① 65 歳以上の方を含む 5 人以上の住民グループ

② 1 ヶ月に 1 回以上運動するために集まるグループ

上記の要件を満たすグループにリハビリ専門職を年 3 回無料で派遣します。

一人暮らしや高齢者世帯の方を対象とした事業

○緊急通報システム設置(高齢者対象関係)

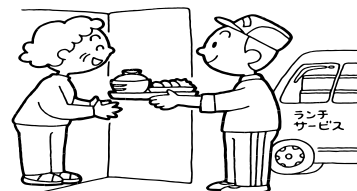
高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者に対し、日常生活における不安の解消、急病及び災害等緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために緊急通報システムを設置。

利用者負担金額は月 500 円（生活保護世帯は無料）

○配食サービス(高齢者対象関係)

自分で食事の調理等が困難である一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に属する高齢者に、バランスの良い食事の配食サービスを実施し、食生活の安定による健康の維持及び利用者の安否確認を行う。

利用料金	ご飯とおかず	480 円
	おかず	430 円



○救急医療情報キット

ひとり暮らしの方等に「緊急医療情報キット」を配布し、「かかりつけ医」や「持病」などの医療情報や緊急連絡先などの情報を専用の容器に入れ、自宅に保管しておくことで、万一の救急時に対応します。

○長和町高齢者生活福祉センター事業

町内に住所を有する概ね 65 歳以上の高齢者で、独立して生活することに不安がある高齢者に対し、居住スペースを提供し自立した生活の継続と高齢者の安心・安全を確保します。

- ・対象者：ひとり暮らし及び高齢者世帯で、独立して生活することに不安のある方
- ・事業内容：住居スペースを提供し、高齢者が独立して生活できるよう支援します。
- ・利用料（居室料）：本人の収入に応じて決定
その他、光熱水費等の生活費は実費
- ・事業委託先：社会福祉法人依田窪福祉会

介護者の方を対象としたサービス

○家族介護用品購入費補助

介護度 4・5 の高齢者を在宅で介護している、住民税非課税世帯の介護者の方に介護用品（紙オムツ、尿取りパット）の購入費を補助します。

- ・対象者：長和町に住所を有し、現に居住する者で、厚生労働省令で定める介護保険の要介護状態の区分で要介護 4 又は 5 に該当する要援護高齢者等を居宅で介護している住民税非課税世帯のものとする。
- ・対象介護用品：紙おむつ 尿取りパッド
- ・補助額：年額 60,000 円まで

○介護手当支給(高齢者対象関係)

厚生労働省令で定める介護保険の要介護状態の区分で 3 以上の認定を受けている要介護高齢者と同居し、介護している者（長和町に住所を有する者）に介護手当を支給することで、要介護高齢者等及びその家族の福祉増進を図ります。

- ・対象者：手当を受給することができる者は、次のいずれにも該当する者とする。
 - ① 要援護高齢者等と同居し、当該要援護高齢者等を介護する者
 - ② 長和町に住所を有し、居住する者
 - ③ 要介護者及び申請者に町税等滞納がない者
- ・手当額：月額 15,000 円。（各月 15 日以上自宅で介護している場合）

認知症事業

○認知症初期集中支援チーム

認知症専門医や認知症認定看護師等の専門職が、早期に関わり医療や介護サービスが利用できるよう、集中的に支援を行います。

○認知症サポーター養成講座

認知症を正しく知り、認知症の方やその家族をあたたく見守る応援者の養成をします。

○あったカフェ(認知症カフェ)

認知症の方やその家族、地域住民、専門職の誰もが気軽に参加でき、介護の相談や交流を楽しめる集いの場です。

○認知症ケアパス

認知症の進行状況に応じて、どのようなサービスや支援が受けられるのか、分かりやすくまとめたものです。

○認知症予防教室

認知症予防の話や体を動かし、認知症の予防や進行を遅らせるための教室を開催します。

○認知症高齢者等見守りネットワーク事業

地域において行方不明になる可能性のある方や支援者を事前に登録してもらい、行方不明となった際に支援者に情報を一斉配信することで早期発見を目指します。

○認知症高齢者等行方不明者搜索訓練

認知症高齢者等見守りネットワーク事業を活用した搜索訓練を行います。

その他のサービス

○福祉有償運送サービス事業

要介護認定・障がい者等で介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者に対し、福祉有償運送事業を実施しています。

(長和町町内の実施事業所)

- ・デイサービスセンター長門 電話 68-0226
- ・デイサービスセンター和田 電話 88-0077
- ・山の子学園共同村 電話 68-2443

※運送対象者、運送の範囲、運送利用料については各事業により異なりますので、詳細等はそれぞれの事業所へお問い合わせください。

○生活管理指導短期宿泊事業

概ね 65 歳以上で介護保険法によるサービスが利用できない虚弱な高齢者を対象とし、年間 30 日をめやすに上小地域の養護老人ホームに短期入所のサービスを提供します。

・対象者

概ね 65 歳以上で介護保険法によるサービスが利用できない虚弱な高齢者

- ・利用料 1 日 1,182 円
- ・利用施設 ベルポートまるこ西 報恩寮

○運転免許自主返納等促進事業

高齢者等が運転免許を自主返納した方に、運転経歴証明書交付補助金として 5,000 円、タクシー利用補助券交付事業として、タクシー利用補助券を 1 冊(500 円券 30 枚綴)を交付する。

※それぞれ対象者 1 人につき 1 回限りとなります。

○高齢者補聴器購入費補助事業

聴力の機能低下のある高齢者の方（両耳の聴力レベルが 40 デシベル以上 70 デシベル未満）に対し、補聴器の購入費用について、2 分の 1 以内で 30,000 円を上限に補助します。

○介護保険等低所得者利用料補助

介護保険の対象者等が施設サービス及び在宅サービスを利用したとき、その者が低所得者の場合に利用料の自己負担分を町費で補助することで住民福祉の向上を図ることを目的として利用料補助を行います。

対象者：長和町に住所を有し現に居住している者及び介護保険施設に入所又は認知症対応型共同生活介護に入居している者で介護保険等の利用で、住民税非課税世帯であり、負担能力のある親族等に扶養されていないこととする。

補助額：利用料に利用者の年間収入による階層区分別補助率を乗じて算出した額
ただし、高額介護（居宅支援）サービス費又は居宅支援サービス費に該当する場合は、利用者負担上限額に階層区分別補助率を乗じて算出した額とし、その他の制度により利用料の補助を受けた場合は、補助を受けた額を控除した額とする。

○高齢者にやさしい住宅改良促進事業（高齢者関係）

高齢者が住宅環境を改善し、日常生活をできる限り自力で行えるようにするとともに、高齢者福祉の向上及び介護者の負担軽減を図ることを目的とした住宅改修ができます。

対象者：65 歳以上の前年の所得税額の合算額が 8 万円以下の世帯で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

①介護保険法の規定により要介護又は要支援の認定を受けた者

②障害者手帳第 1 級から第 3 級までのいずれかを所持している者

補助対象経費：

補助金の対象となる経費は、次のとおり。

①補助対象経費は補助対象者が常時使用する居室、浴室、便所等の改修に要する経費とする。ただし、改良の規模は、住宅の一部を改良することにより補助対象者の利便が図られる程度のものとし、住宅の一般改築又は改造等に合わせて行われるような場合は対象としない。

補助対象経費限度額：70 万円（補助金の交付は 1 回とする。）

但し、他制度により給付を受けた場合はその給付額を除いた額

自己負担額：対象経費限度額の 10 分の 1 (1,000 円未満の端数切り上げ)。

○老人福祉施設入所措置（養護老人ホーム施設入所関係）

65 歳以上で、身体・精神または環境上の理由や経済的な理由により自宅での生活が困難になった方を入所させ、食事サービス、機能訓練、その他日常生活上必要な便宜を提供することにより養護を行う施設です。

身の回りのことは自分でできる方が対象であり、自立した生活が継続できるよう、構造や設備の面で工夫されています。

対象者：65 歳以上の低所得の方で、常時の介護は必要ではないが身体または精神の機能の低下が認められ、さらに、家族等による援助を受けることができず自宅での生活が困難な方

利用料：本人および扶養義務者の収入に応じた費用負担があります。

○災害時避難行動要支援者登録制度

85 歳以上の独居高齢者、要介護認定者、障がい者等で、災害時等における安否確認及び迅速かつ的確な避難の支援を地域の中で受けられるようにするための体制整備を行っています。

支援等を受けるためには、事前に登録することが必要です。

ただし、登録届出等に記載されている情報については、警察署、消防署等、避難支援関係者に情報提供することに同意した方のみ対象です。

※登録届出書等は地区担当民生児童委員、町民福祉課高齢者支援係にあります。

○支え合いサポート事業……長和町社会福祉協議会独自事業

生活の軽易な困りごとの解消のためボランティアと連携し下記の事業を行います。

詳細等は長和町社会福祉協議会までお問合せ下さい。

事業名	利用料	事業名	利用料
買物代行 (週 1 回まで)	1 回 200 円 (ガソリン代別)	洗濯・掃除 食事調理	1 時間 500 円
居住内の 整理整頓	1 時間 500 円	行政への連絡 薬の受取りなど	1 時間 500 円
ゴミ出し (収集場所への持込)	1 回 100 円 (2 袋まで)	大掃除・廃棄物処理場 への持込等	1 時間 500 円 (ガソリン代別)
除 雪 (玄関から公道までの歩ける範囲)	30 分 500 円	住宅等の軽微な もの修繕	1 時間 500 円 (材料費実費)
ふとんほし	1 回 500 円	子育て支援	1 時間 500 円
家周辺の庭・庭木の手 入れ・除草	1 時間 500 円	その他会長が 認めるもの	1 時間 500 円
外出支援 (通院・買物等)	謝 礼 (ガソリン代別)		

※上記金額はあくまでも目安です。

事業内容・該当地域によってはガソリン代がかかる場合もあります。

(お問合せ先)

長和町社会福祉協議会

電話：支え合いサポート事業 88-3810

高齢者等関係機関（町内関係機関）

○長和町シニアクラブ連合会

地域を基盤とした高齢者の自発的な活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上を目的とする団体です。

対象者：概ね 60 歳以上の高齢者

入会方法：各地区シニアクラブへ直接申し込み

※長和町老人クラブ連合会事務局（長和町社会福祉協議会内）

連絡先：長和町社会福祉協議会 88-3069

その他の相談窓口

○民生委員・児童委員

住民に最も身近な相談役として長和町には厚生労働大臣より委嘱を受けた、29名の民生委員・児童委員がおりますのでお気軽に相談をして下さい。

○悪徳商法等の消費者問題、多重債務・債務整理等相談窓口

- ・悪徳商法等の消費者問題、多重債務・債務整理等について
上田消費生活センター 電話 25-0998 23-1260 27-8517
役場総務課 総務係 電話 75-2040
相談時間等は直接お問い合わせ下さい。

(参考資料) 町内等の社会福祉施設（高齢者福祉施設関係）

●各種事業・お問い合わせ先

施設名（事業所名）	電話番号
長和町役場 保健福祉課 介護高齢者支援係（地域包括支援センター）	電話 75-2079
長和町社会福祉協議会	電話 88-3069

●サービス提供事業者のお問い合わせ先

施設名（事業所名）	提供サービス名	電話番号
ヘルパーステーションこすもす	訪問介護	電話 85-0098
デイサービスセンター「長門」	通所介護	電話 68-0226
デイサービスセンター和田	通所介護 通所型サービス A （おたっしや倶楽部）	電話 88-0077
国民健康保険 依田窪病院	訪問リハビリ 居宅療養管理指導	電話 68-2036
訪問看護ステーションよだくぼ	訪問看護	電話 68-3075
訪問看護ステーションはる	訪問看護	電話 75-5722
長門歯科診療所	居宅療養管理指導	電話 68-0010
大沢薬局	居宅療養管理指導	電話 41-2700
古町薬局	居宅療養管理指導	電話 68-5820
依田窪病院指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援	電話 68-2260
依田窪福祉会指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援	電話 85-2047
依田窪老人保健施設いこい	介護老人保健施設 短期入所療養介護 訪問リハビリ 通所リハビリ	電話 68-0281
グループホーム和田	認知症対応型共同生活介護	電話 88-0088
橋場なごみや（デイ和田サテライト）	認知症対応型通所介護	電話 88-0077
特別養護老人ホームともしび	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	電話 85-2218
小規模多機能型居宅介護施設大門の家	居宅介護 通所介護	電話 41-2123

長和町地域包括支援センター	居宅介護予防支援	電話 68-3111
---------------	----------	------------